

汚染廃棄物処理の進捗状況

放射性物質に汚染された廃棄物の流れ

東京電力福島第一原子力発電所の事故により大気中に放出された放射性物質（主に放射性セシウム）は、風により移流・拡散され、雲などにとりこまれたのち、雨や雪によって地表や樹木などに付着した。その結果、私たちの日常生活や社会経済活動から生じる廃棄物の焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等についても、放射性物質により汚染されたものが発生しており、これらの処理が課題となっている。

発生の経緯

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出
- ③環境中に放出された放射性物質は、地表や樹木、住宅等に付着し、環境を汚染
- ④放射性物質が付着した一般廃棄物や産業廃棄物は焼却することにより、その放射性セシウム濃度が濃縮
- ⑤下水汚泥や浄水発生土、農林業系副産物、農業集落排水汚泥等にも放射性物質が濃縮

放射性物質の流れ



出典：環境省 指定廃棄物処理情報サイト

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定

※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

➤ 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。

※環境省令において一定の地域にある一定の種類(浄水汚泥、下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等)を規定。

➤ 安全評価により、Cs134及びCs137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、安全に処理することが可能であると考えられるが、入念的に、より一層の安全確保を図ろうとするもの。

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
 - 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
 - このうち、帰還の妨げとなる廃棄物(※)の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。
- ※ 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する住宅地近傍の津波がれき、特に緊急性の高い損壊家屋(倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等)の解体に伴う廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ(腐敗する廃棄物等)等。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 大熊町、楡葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯舘村、川俣町及び葛尾村の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。
- 家の片付けごみについては、継続的に排出されることから、引き続き回収を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年7月末現在、約54万トン完了。搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1)津波による災害廃棄物の処理

○ 帰還する住宅地近傍の津波がれきを優先し、順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

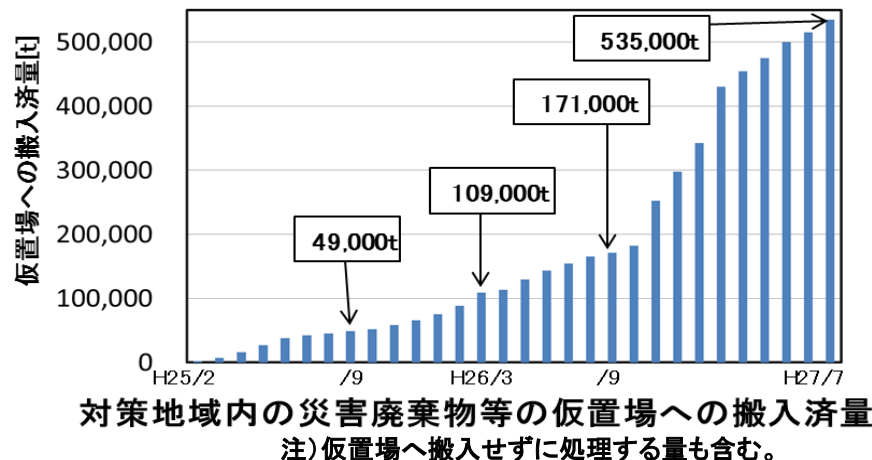
(2)被災家屋等の解体撤去

○ 倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等の解体撤去を優先して実施。

○ 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。解体撤去申請の受付は約6,100件、解体撤去は約1,200件実施済。

(3)家の片付けごみの処理

○ 腐敗する廃棄物を優先し、家の片付けごみの回収を実施中。ステーション回収や戸別回収訪問を行っており、戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。

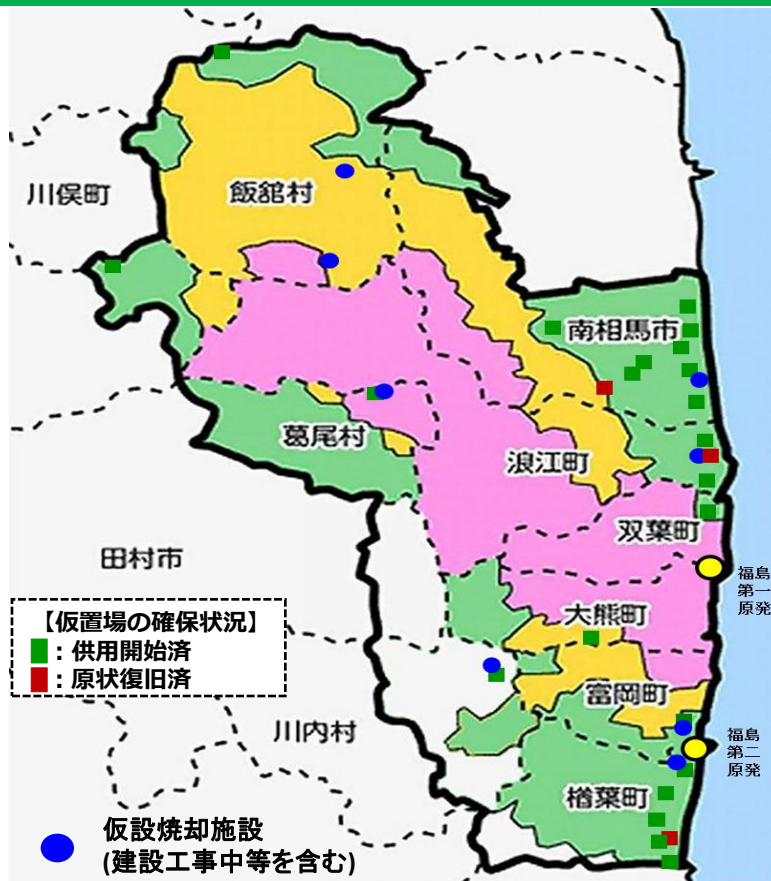


撤去前(平成26年1月)

撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年8月28日現在)



(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち3箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における、地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率等についての環境モニタリングデータを公表中。

(2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村(7施設)において事業者との契約を終え、うち、6施設は稼働中、1施設は建設工事中、1施設は建設工事準備中。
- 仮設焼却施設における、地下水放射能濃度、焼却灰放射能濃度、敷地境界空間線量率等についての環境モニタリングデータを公表中。

立地地区	進捗状況	処理能力
飯舘村(小宮地区)	稼働中(平成26年11月より)	5t/日
川内村	稼働中(平成26年12月より)	7t/日
富岡町	稼働中(平成27年4月より)	500t/日
南相馬市	稼働中(平成27年4月より)	200t/日
葛尾村	稼働中(平成27年4月より)	200t/日
浪江町	稼働中(平成27年5月より)	300t/日
飯舘村(蕨平地区)	建設工事中	240t/日
檜葉町	建設工事準備中	200t/日
大熊町	処理方針検討中	—
双葉町	処理方針検討中	—
川俣町	処理方針検討中	—
田村市	既存の処理施設で処理中	—



葛尾村の仮設焼却施設
(平成27年4月)



南相馬市の仮設焼却施設
(平成27年3月)

国直轄による福島県県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年8月28日現在)

市町村	帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
南相馬市	平成25年度 (一部平成26年度にず れ込む見込み)	【津波がれき】仮置場に搬入完了。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約1,900件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約530件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
浪江町	平成27年度 (家の片付けごみは、 平成26年度内の搬入 完了を目標)	【津波がれき】仮置場に搬入中。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約750件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約60件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
双葉町	平成26年度	【津波がれき】住宅地近傍の集積物等を撤去し、仮置場に搬入完了。その他の津波がれきについて、仮置場に搬入中。 【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約20件申請受付済)。 【片付けごみ】仮置場に搬入完了。
大熊町	平成25年度	【津波がれき】未実施(すべて帰還困難区域内)。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済(約10件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
富岡町	平成27年度 (粗大ごみを除く家の 片付けごみは、平成26 年度内の搬入完了を 目標)	【津波がれき】津波被災地の津波がれきについて仮置場に搬入中。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約820件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約50件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
楢葉町	平成25年度	【津波がれき】仮置場に搬入完了。 【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約1,200件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約460件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。南部衛生センターで処理中。

国直轄による福島県県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年8月28日現在)

市町村	帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
飯舘村	平成26年度	【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付済(約980件申請受付済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。
川俣町	平成26年度	【家屋等】危険家屋等について、解体撤去済。被災家屋等について、解体撤去申請を受付済(約200件申請受付済)。 【片付けごみ】仮置場に搬入中。
葛尾村	平成26年度	【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋等について、解体撤去申請を受付中(約170件申請受付済)。 【片付けごみ】仮置場に搬入中。
田村市	※仮置場は 設置しない方針	【家屋等】被災家屋等について、解体撤去済(19件)。 【片付けごみ】既存の処理施設で処理済。
川内村	平成25年度	【家屋等】危険家屋等については、確認されていない。被災家屋について、解体撤去申請を受付済(約100件申請受付済)であり、解体撤去を実施中(約70件解体撤去済)。 【片付けごみ】一通り仮置場に搬入完了。引き続き、回収を実施中。

※1:家の片付けごみは、帰還準備を行う住民の方の希望に応じて回収を実施しており、帰還の妨げとなる腐敗する生活系ごみを優先的に回収している。

※2:推定量や仮置場への搬入済量については、有効数字2桁で四捨五入。但し、10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。

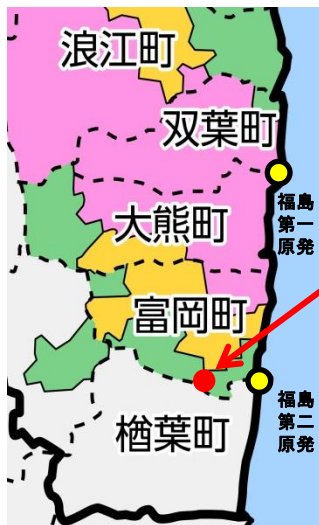
※3:被災家屋等の解体撤去済件数及び解体撤去申請受付済件数は平成27年8月7日時点での件数。解体撤去済件数は、完了検査が終了した件数。

フクシマエコテックを活用した埋立処分計画について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

エコテック活用に係る受入れ要請

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れ要請
- H27. 6. 5 富岡町及び楡葉町並びに福島県に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県並びに富岡町及び楡葉町から国に申入れ



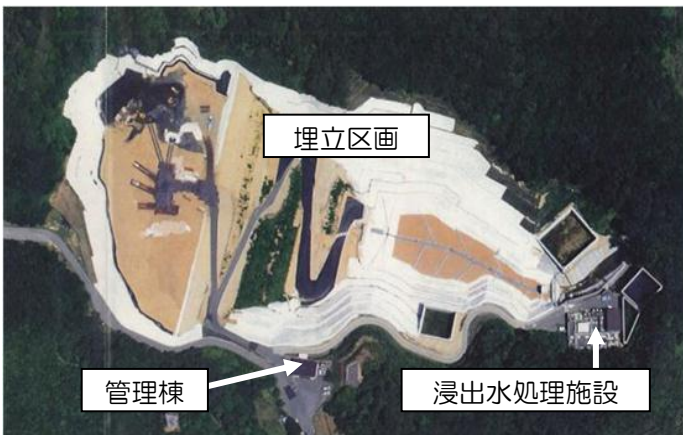
- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

フクシマエコテック クリーンセンター

※富岡町に位置
(搬入路は楡葉町)

【施設概要】

- ・ 処分場面積：約9.4ha
- ・ 埋立容量：約96万 m^3
- (残余容量：約74万 m^3)



埋立処分計画(案)

- 埋立処分方法...放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制など、多重の安全対策を実施
- モニタリング等...施設の定期点検、空間線量率・放射能濃度のモニタリング等を実施
- 管理体制...特措法に基づき、環境省が事業主体となり、責任を持って埋立処分を実施

国の考え方(H27.6.5)の概要

1. 施設の立地場所

大量の汚染廃棄物が発生する双葉郡にあり、残余容量が十分な管理型処分場で安全・速やかに処分高線量地域での新設は物理的・時間的な観点から困難

2. 埋立処分における安全・安心の確保

埋立処分に際して多重の安全対策を実施し、さらに追加的な補強対策やモニタリング等を実施
国の責任をより明確化し、一層の安心の確保の観点から、処分場を国有化

3. 運搬

運搬に関わる安全性の確保のために万全の対策を実施

4. 地域振興策

活用に伴う影響の緩和に必要な事業を可能とするため、極めて自由度の高い交付金を両町に措置

5. 富岡町、楡葉町の実情等も踏まえた地域の将来像

両町の復興計画等を十分踏まえ、12市町村の将来像に関する提言を今夏を目途に取りまとめ

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

- ①安全・安心の確保(住民の不安を和らげるための具体策、施設管理の考え方、安全協定、搬入ルート)、
- ②地域振興策の具体化(両町が求める地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金、財源確保等)について、住民の声をしっかり受け止め、責任をもって真摯に対応するよう申入れ

指定廃棄物の種類



焼却灰



農林業系副産物(稲わら)



農林業系副産物(たい肥)



浄水発生土



下水汚泥

指定廃棄物の指定状況(平成27年6月30日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	10	475.6
宮城県	0	0	0	0	9	1,014.2	0	0	0	0	3	2,271.5	22	118.4	34	3,404.1
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.72	3	2.7
福島県	330	102,421.6	115	3,367.5	35	2,261.2	4	188.1	69	10,050.2	21	2,990.5	93	12,667.5	667	133,946.6
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	47	2,723.6	2	0.6	0	0	0	0	1	542.0	0	0	13	424.1	63	3,690.2
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	430	111,153.2	118	3,369.1	68	5,566.6	5	315.1	85	14,231.9	51	13,399	145	13,748.2	902	161,783

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

指定廃棄物の一時保管の状況

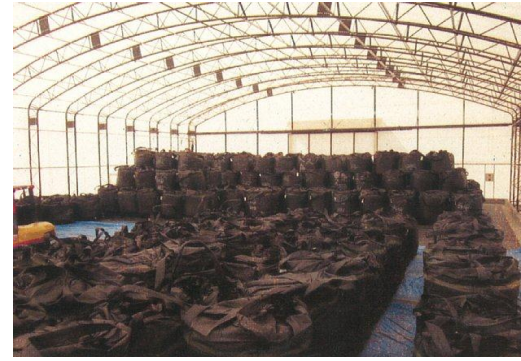
指定廃棄物は、発生箇所などにおいて分散して一時保管されているが、長期的には台風や竜巻など自然災害による心配や、保管者の精神的負担もあり、できるだけ早期に安全な方法で処理を行う必要がある。



焼却灰



農林業系副産物



下水汚泥



浄水発生土

【一時保管者から得られた声(例)】

○国の責任ですぐに持って行って欲しい。

○もちろん早く処分できるにこしたことはない。しかし、今のままでは処分場がなかなか決まりそうにないから、それまではしょうがないと思っている。

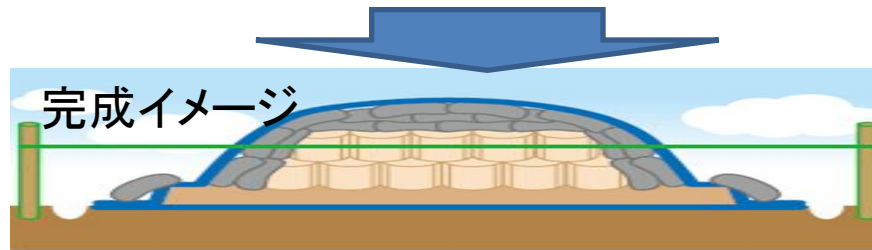
○保管により牧草地が狭くなって困る。資材の置き場が無くなって困る。

○周辺の住民の方々などからの問い合わせを受けることがある。

○適切に保管しており安全なのはわかるが、常に気がかりで、気持ちの負担が大きい。

指定廃棄物の一時保管状況の安全性の確保

一時保管工事の様子(農林業系副産物の例)



- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策(離隔・土嚢等による遮へい等)を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置

●保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。



【地方環境事務所による保管状況の確認の様子】

●保管が長期化する中での課題

保管が長期化する中で、自然災害により、保管箇所が被害を受けるなど、新たな課題が発生。



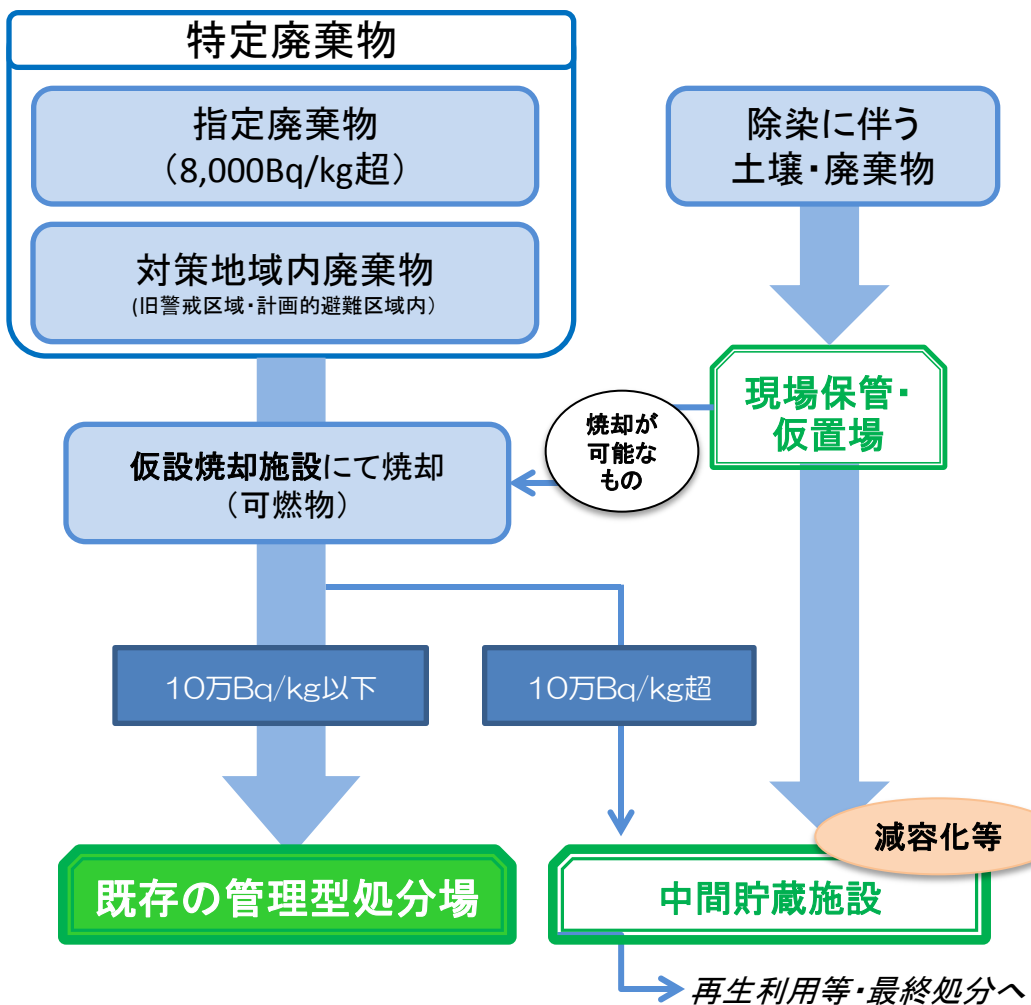
【強風により遮水シートがまくれ上がった様子】



【大雪によりテントの屋根が破損した様子】

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における 下水汚泥減容化実証事業

平成25年4月から稼働し、平成26年10月末をもって保管汚泥等の減容化処理を完了。現在解体工事中。

福島県県中浄化センター(郡山市) における下水汚泥減容化実証事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。

福島県鮫川村における 農林業系副産物等処理実証事業

平成27年7月28日をもって、農林業系副産物等の焼却を終了。

福島県飯舘村蕨平地区における 可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年末頃を目途に焼却開始予定。

東京電力開閉所敷地(田村市・川内村)内における 農林業系廃棄物減容化事業

県内24市町村の農林業系廃棄物の集約処理に向け、仮設焼却施設設置の発注準備中。



選定プロセス見直しまでの経緯

- (1)放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)
指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (2)指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)
多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。
- (3)処理施設の候補地提示(平成24年9月)
栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

平成25年2月の選定プロセスの見直し

➤平成25年2月25日、指定廃棄物の処理施設の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

- ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

②専門家で構成される有識者会議による評価の実施

- ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

③候補地の安全性に関する詳細調査の実施

- ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

各県で候補地を選定するためのベースとなる候補地選定手法の基本構造 (平成25年10月4日 第6回有識者会議とりまとめ)

安全等が確保できる地域を抽出

- ・自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期すために避けるべき地域を除外
- ・特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出

- ・地域特有の自然災害・貴重な自然環境等の存在や地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件に配慮(市町村長会議で合意された場合)

必要面積を確保した土地の抽出

- ・利用可能な国有地が基本(市町村長会議において、利用すべき土地として公有地や民有地が提案された場合には候補地の対象に含める)
- ・候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形の土地を抽出

安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定

- ・地元の理解がより得られやすい土地を選定するため、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況から評価
- ・対象となる土地の数が二桁以上となった場合は、適性評価方式により候補地を絞り込み。その後、総合評価方式により詳細調査を実施する候補地を選定
- ・4つの評価項目の重みづけは、地域の事情を勘案して決定

詳細調査の実施、候補地の提示

- ・詳細調査(ボーリング調査など)を実施し、有識者会議による現地視察及び評価
- ・候補地の提示方法については市町村長会議の意見を踏まえ決定

指定廃棄物に関する関係5県の状況

- ・福島県外で、特に指定廃棄物の保管状況がひっ迫している県においては、国が長期管理施設を確保する方針。
- ・5県で市町村長会議等を開催して意見交換を行い、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成することとした。

市町村長会議等の開催と調整の状況

<宮城県>

第1～3回：H24.10～H25.5

第4回：H25.11.11

→宮城県における候補地の選定手法が確定

第5回：H26.1.20

→詳細調査候補地を3カ所提示

くりはらし ふかやまだけ たいわちょうしもはら かみまち たしるだけ
(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)

[国・宮城県・3市町の会談]

第1回～第4回：H26.5.26～H26.6.30

第6回：H26.7.25

→環境大臣が詳細調査の実施について改めて依頼

第7回（県主催）：H26.8.4

→県知事が県内市町長の意見を取りまとめ

H27.4.5、5.29

→環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム開催

平成26年8月下旬より3カ所の詳細調査候補地について詳細調査を開始

<栃木県>

第1～3回：H25.4～H25.8

第4回：H25.12.24

→栃木県における候補地の選定手法が確定

H26.7.30

→詳細調査の候補地を1カ所提示

しおやまち てらしまいり
(塩谷町寺島入)

第5回：H26.7.31

→選定結果を説明

第6回：H26.11.9

→国の取組や県内処理の方針について説明

H27.5.14、6.22、9.13

→環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム開催

詳細調査は未実施

<千葉県>

第1～3回：H25.4～H26.1

第4回：H26.4.17

→千葉県における候補地の選定手法が確定

H27.4.24

→詳細調査の候補地を1カ所提示

(東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))

H27.5.20、6.2

→千葉市議会全員協議会において説明

H27.6.29、7.7、13、20、8.7

→千葉市の自治会長や住民を対象に説明

詳細調査は未実施

<茨城県>

第1回：H25.4.12

第2回：H25.6.27

第3回：H25.12.25

第4回：H27.1.28

→指定廃棄物一時保管自治体による議論の場を別途設置することを決定

[一時保管市町長会議]

第1回：H27.4.6

→「処理施設を県内に1カ所設置する案」と「現状の保管を継続する案」の2案について課題を精査中

<群馬県>

第1回：H25.4.19

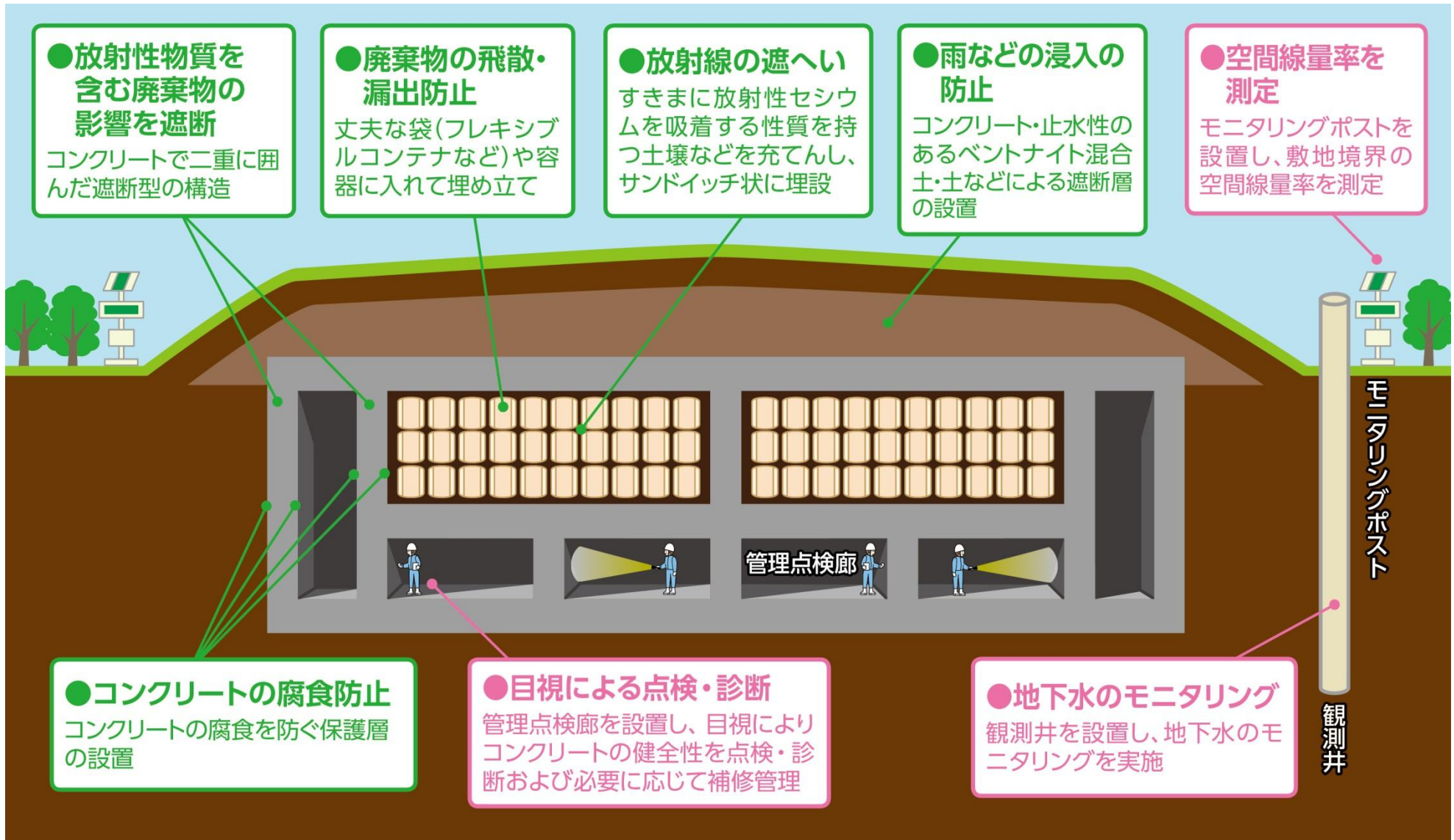
第2回：H25.7.1

(参考) 環境省の有識者会議

- ・第1回：H25.3.16 →施設の安全性について了承
- ・第2回：H25.4.22 第3回：H25.5.10
- ・第4回：H25.5.21 →候補地の選定手順案について了承
- ・第5回：H25.7.16
- ・第6回：H25.10.4 →候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承
- ・第7回：H26.12.22 →施設管理のあり方等に関する課題を整理
- ・第8回：H27.4.13 →施設管理のあり方や安全な維持管理に向けた考え方の素案について議論

地元自治体からの質問への回答、説明会の開催の打診等、地元の方々がお持ちのご疑問・ご懸念に対して丁寧の説明を行う努力を継続。

指定廃棄物の長期管理施設の構造



指定廃棄物に関する住民向け説明会の開催状況

- ◆ 環境省では、指定廃棄物の処理に関して、地元住民と意見交換を行い、課題解決を図るため、県ごとに、県民全体を対象としたフォーラムを開催している。これまでに宮城県で2回、栃木県で3回開催している。
- ◆ また、千葉県では、自治会関係者や住民を対象とした説明会(計5回)を開催。

環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム

第1部：環境省・有識者からの説明

[主なテーマ]

- ・指定廃棄物とは
- ・指定廃棄物の現状と処理の方法
- ・長期管理施設の詳細調査候補地の選定経緯 等



第2部：参加者の皆様との意見交換

- ・地域の方々や県民の方々との意見交換



【開催実績】

■ 宮城県

平成27年4月5日 於：仙台市

平成27年5月29日 於：仙台市

■ 栃木県

平成27年5月14日 於：宇都宮市

平成27年6月22日 於：宇都宮市

平成27年9月13日 於：大田原市



指定廃棄物の処理に係る広報活動

総合的な情報提供

- ウェブサイト（放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト）
- コールセンター（放射性物質に汚染された廃棄物等に関するお問合せ窓口）

情報提供ツール（パンフレット、各種制作物等）

- 各県の実情を踏まえた処理方針や経緯等を記載したパンフレットを作成し、住民説明会やフォーラムで配布。
- 指定廃棄物の処理及び放射線の基礎的な内容をテーマ別に作成し、関係自治体や住民等に展開。

- テーマ：指定廃棄物のいまとこれから
指定廃棄物とは？
指定廃棄物の処理の流れ
放射線の基礎知識



- 指定廃棄物を長期にわたって管理するための施設の模型を作成し、会議などで展示。



各種メディアを活用した広報

- 各県における地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）を活用し、指定廃棄物の処理への理解を深めるための情報を発信

●新聞を活用した広報

- ・一時保管の現状と課題、施設の必要性・安全性等や選定手法について新聞広告により繰り返しお知らせ



●テレビを活用した広報

- ・放射線の基礎知識・処理の必要性等について、分かりやすい広報番組を作成し、定期的に放送



●ラジオを活用した広報

- ・住民が抱いている代表的な疑問に対し、副大臣・政務官が、一問一答形式で丁寧に説明する番組を放送

モニタリングデータの公表

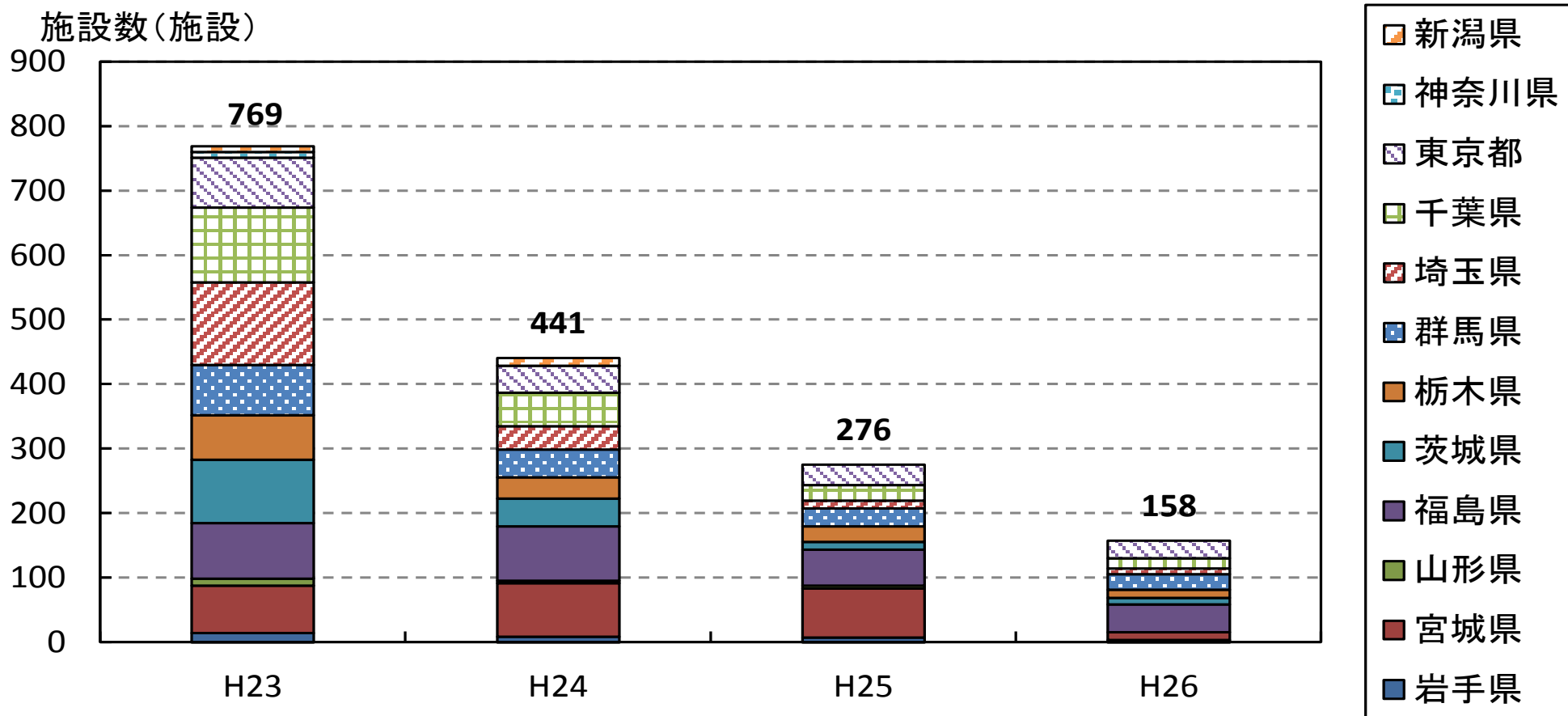
- 施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認する予定。測定データを随時更新してウェブサイトなどで公表する予定。

16条調査の対象施設

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	その他道府県
(1)水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの				○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○		○							
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(4)一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供される												
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○									

環境大臣(地方環境事務所長)へ報告され、調査の結果8,000 Bq/kgを超える汚染状態のものは、**指定廃棄物(特定廃棄物)**となる。

特措法16条の規定による調査・報告施設数の推移



* 免除規定の要件を満たしていても、免除申請をしていない施設も含まれる

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物にかかる特別処理基準・特別維持管理基準

特別処理基準

収集・運搬、焼却・熱分解・溶融・焼成、埋立処分

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理



廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、**特別処理基準**を遵守

- 収集・運搬
- 焼却等
- 埋立処分
- ・積替え保管施設での表示義務
- ・バグフィルター等の設置義務 等
- ・土壌層の設置と層状埋立
- ・ばいじんと水との接触低減 等

特別維持管理基準

焼却・熱分解・溶融・焼成施設、汚泥の脱水施設

特定一般廃棄物・
特定産業廃棄物の
処分の用に供される

or

一都九県に所在
青森、秋田を除く東北4県、神
奈川を除く関東1都5県

最終処分場

特定一般廃棄物・特定産業
廃棄物の埋立処分の用に供
され、又は供された



廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、**特別維持管理基準**を遵守

- ・排水、排ガスの放射能濃度の測定
- ・排水、排ガスの放射性物質の濃度限度の設定
- ・施設の敷地境界等での空間線量率の測定
- ・記録の作成、保存 等

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物処理施設

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて(平成24年11月)

➤ 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件については、平成24年8月20日の安全評価検討会における検討を踏まえ、**改正を実施**(平成24年11月に放射性物質汚染対処特措法施行規則を改正)。当該要件見直しの考え方については、以下のとおり。

① 施行規則制定後に得られた追加的な知見を踏まえ、放射能濃度が6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されておらず、**一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる都道府県については、対象地域から外す**ことを基本とする。

② さらに、放射能濃度が6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されておらず、**一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる特定の構造の施設・廃棄物の種類についても、当該施設・廃棄物の種類を要件から除外**する。

③ ただし、**公共下水道・流域下水道の流動床炉以外の焼却設備から生ずるばいじん**については放射性セシウムの溶出に関する知見が不足しており、**一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設から排出されるばいじん**は、放射性セシウムの溶出量が高いという知見があるため、**慎重な対処が必要**。よって、**引き続き現行の要件を維持し、今後、さらに知見が得られた場合には、改めて要件の見直しを検討**することとされた。

特定一廃・特定産廃要件見直し概要

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県 その他
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設) ^{※1}	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)				○	○	○	○	○	○	○	○		
	流動床炉以外から生ずるばいじん				○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設) ^{※1}	脱水汚泥				○		○							
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○									
—	廃稲わら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	廃堆肥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	除染廃棄物 ^{※2}	(除染実施区域内)												
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物 ^{※2}	(地域限定なし)												

凡例: □ 従来から要件外 要件から除外^{※3} 引き続き要件に該当 赤字(下線)は見直しによる変更箇所

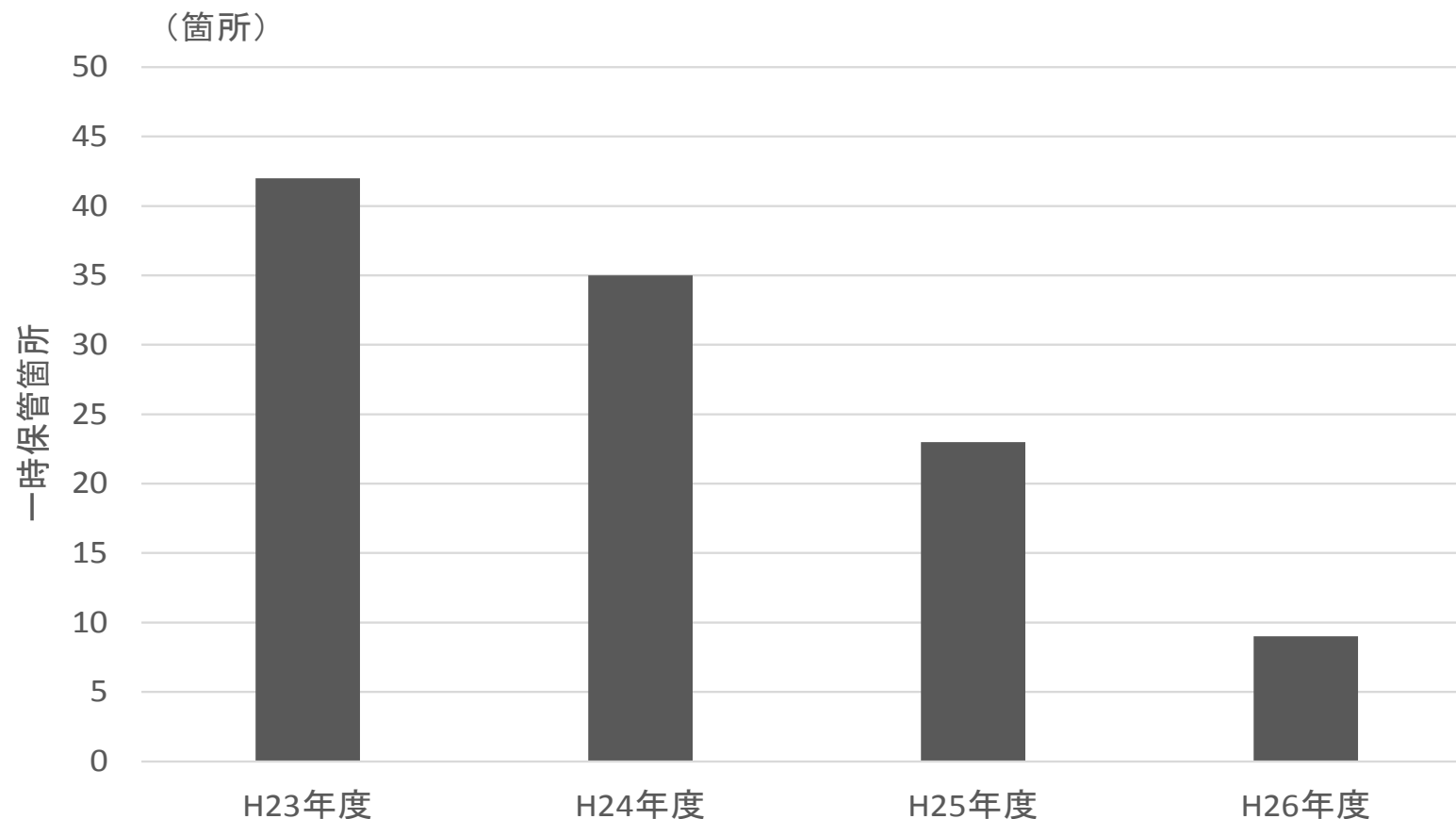
※1 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は要件から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

※2 除染廃棄物については、規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物についても、現行の規定を維持する。

※3 要件から除外されるもののうち、廃稲わら・廃堆肥については排出時期を問わず特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外されるが、(1)~(5)の施設から生じる廃棄物については平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

特定一般廃棄物焼却施設及び特定産業廃棄物焼却施設を対象とした 廃棄物焼却施設における飛灰等の一時保管状況

16都県より環境省に報告された特定一般廃棄物焼却施設・特定産業廃棄物焼却施設を対象とした飛灰等の一時保管箇所数(指定廃棄物の保管は除く)の調査結果



※本調査は、回答のあった283施設から集計